

# 平成26年度 第1回 市川市自立支援協議会

日 時：平成26年5月27日（火）  
午前10時～12時

場 所：急病診療・ふれあいセンター  
2階 第1集会室

## 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 障害者支援課長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 会議の進め方について
- 6 各専門部会の状況について
- 7 障害者団体連絡会について
- 8 今年度の進め方について
- 9 その他
- 10 閉会

## 市川市自立支援協議会の運営に関する要綱

市川市地域自立支援協議会設置要綱（平成20年2月4日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき本市に設置する市川市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営については、自立支援協議会の設置運営について（平成24年3月30日障発0330第25号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「自立支援協議会設置運営要綱」（第2の2及び3並びに第4を除く。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（構成メンバー等）

第2条 協議会の構成メンバーは、次に掲げる者とし、その合計人数は、25人以下とする。

- (1) 相談支援事業を行う者
- (2) 障害者にサービスを提供する事業を行う者
- (3) 障害者の就労を支援する活動を行う者
- (4) 障害者団体の推薦を受けた者
- (5) 障害者の権利擁護に関する事業を行う者
- (6) 障害児の支援を行う者
- (7) その他市長が適当と認める者

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

3 市長は、協議会の構成メンバーについて、2年ごとに見直しを行うものとする。

4 第1項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し協議会への出席を依頼することができる。

5 第1項に規定する構成メンバーは、協議会に出席することにより知ることのできた秘密を漏らしてはならない。構成メンバーでなくなった後も同様と

する。

(事務)

第3条 協議会の事務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

市 川 市 自 立 支 援 協 議 会 委 員

	委員氏名	団体名	委員分類
1	朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター がじゅまる	相談支援事業者
2	長坂 昌宗	基幹型支援センター えくる	相談支援事業者
3	酒井 範子	社会福祉法人サンワーク サンワーク相談支援事業所	相談支援事業者
4	松尾 明子	特定非営利活動法人ほっとハート ほっとハート相談支援事業所リンク	相談支援事業者
5	磯部 利江子	社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan	相談支援事業者
6	三浦 健	社会福祉法人南台五光福祉協会 やまぶき園	相談支援事業者
7	金 聖華	特定非営利活動法人千葉精神保健福祉ネット サポートネット国府台	相談支援事業者
8	西野 美喜子	特定非営利活動法人生きがいと助けあいSSU市川 SSU介護サービス	相談支援事業者
9	森田 美智子	日中活動連絡会	サービス事業者
10	宮本 正栄	グループホーム等連絡協議会	サービス事業者
11	木本 頼子	地域移行支援協議会(病院)	サービス事業者
12	内野 智美	居宅支援連絡会	サービス事業者
13	永井 洋至	重心サポート会議	サービス事業者
14	保戸塚 陽一	障害児支援連絡会	サービス事業者
15	小井土 栄一	障害者就労支援センターアクセス	就労支援関係者
16	大井 好美	障害者団体連絡会	障害者団体
17	富岡 太郎	障害者団体連絡会	障害者団体
18	田上 昌宏	障害者団体連絡会	障害者団体
19	植野 圭哉	障害者団体連絡会	障害者団体
20	木下 静男	障害者団体連絡会	障害者団体
21	中村 正武	障害者団体連絡会	障害者団体
22	山崎 泰介	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
23	椎名 美幸	市川市立須和田の丘支援学校	障害児支援関係者
24	深澤 祐子	県立船橋特別支援学校	障害児支援関係者

## 相談支援部会からの活動報告

1. 基幹型支援センターえくるの新年度体制について
2. 市川障害児者相談支援事業所連絡協議会（通称：IS ネット）の設立
3. 市川市障害児者相談支援ガイドラインの改定について
  - ・セルフケアプランの考え方、取り扱いについて追加する
4. 市川市全体における相談支援体制の整備について → 障害福祉計画に反映させる
  - ・基幹相談支援センターの設置のあり方
  - ・計画相談の基盤整備のあり方
  - ・その他
5. 今年度の相談支援事業に関わる研修の計画と実施
  - ・IS ネットとの役割分担の検討

## 就労支援部会からの報告

### 就労支援担当者会議からの報告

#### 1. 構成メンバー

市障害者支援課、就労移行支援事業所（南八幡ワークス、えるワーク、障がい者就職塾、ビルド、第1レンコンの家、パル、ユースキャリアセンターフラッグ、N-FIT、リバーサル市川、リボン行徳駅前校、ワークアイ・ジョブサポート）、メンタルサポートセンター、ACT-J、就業・生活支援センター いちされん、障害者就労支援センター アクセス、基幹型支援センターえくる

#### 2. 今年度の取り組み

(1) 【会議】平成26年度：12回開催予定（毎月1回）15:30～17:00

##### (2) 【企画】

下記①、②について、就労者担当者会議構成メンバーがグループに分かれ討議・実施。③については、必要に応じて討議・実施。

##### ①就労移行支援事業所 合同説明会

就労移行支援事業所のみで開催でなく、就労継続支援 B 型や生活訓練等の事業所も含め、「市川の福祉フェス」という大きなくくりで行うことも含め検討。その場合、「ふくたん」に声を掛け、連携していく。

特別支援学校の生徒や進路指導部教諭の参加も視野に入れ、開催時期等については学校側の意見を参考にしていく。

##### ②雇用促進セミナー

昨年度の障害者雇用促進セミナーの振り返りと、今年度の企画について、ハローワーク市川と連携しながら、就労先や実習先の開拓に繋がる取り組みについて模索していく。市川商工会議所との連携も検討。

##### ③情報共有（データベース）

メーリングリストでは補いきれない情報（求人や実習、発注や地域情報など）をどのように共有していくか。

→「ISNET」の状況を確認し、必要に応じて討議・実施していく。

## 福祉的就労担当者会議からの報告

平成 26 年度 福祉的就労担当者会議の取り組み

### 1. 構成メンバー

自立支援協議会、市障害者支援課、就労継続支援 B 型事業所（南八幡ワークス、いぶき、ぼらりす、フォルテ行徳、スクラム、コスモ、スタジオほっとハート、ハピネス行徳）地域活動支援センター（メンタルサポートセンター、ビーあるふぁ）

### 1. 消費税増税について

消費税の増税にあたり、今のところ以下の課題が出ている。

- ・ 自主製品を扱っている事業所は値上げにどう対応しているか。
- ・ 今後外税で契約するか、10%に上がるのを待って現在の額を本体価格とするか。

企業と対等に交渉する為に情報をオープンにして話し合う必要がある。

この他にも、昨年と今年でどのような変化があったのかという実態調査を始め、今後の更なる増税に向けての対策を講じていく。

### 2. 事業所情報の共有

利用者が自分で事業所を選べるように、各々の事業所の情報を整理して一つにまとめ、わかりやすく提示してみようという取り組み。

B 型の事業所では事業所ごとに特色が異なっているため、「何をやっているか」「障害の種類」「どのようなどころに重点をおいているのか（移行型かどうかなど）」などをマークで表示したパンフレットを作成するという話がでていたが、情報の集め方、提示の仕方についてはこれから話し合っていく。

### 3. 事例検討会の策定

現場の様子について、国・県の指導内容と利用者の希望にギャップがあるように思われる。

例えば、仕事を多く請けると職員が仕事に追われてしまい、相談等の時間がとれないなど、職員自身が仕事と利用者への支援のバランスについてジレンマを感じてしまう（本来の個別支援が出来ていないのではないか）。

そういった B 型の事業所や支援者がかかえるジレンマについて支援者同士で話合える機会を持つことで、今後のより良い支援につながるようにしたい。そのための事例検討会の枠組み作りを行っていく。

また、取り上げていく事例については、計画相談が開始となることに合わせて、内容を検討していくことにする。

最初の話し合いでは、どのように進めていくか、枠組みを作るところから始める。

以上 1～3 の内容をに対して、福祉的就労担当者会議参加者の中で担当を決め、グループワーキングを通して解決していく。

## 生活支援部会

資料3

生活支援部会では、下記の協議会、連絡会等とつながり、障害を持つ方々の『生活』を支えるさまざまな資源の課題について検討してきた。

## ○日中活動連絡会

地域活動支援センター、生活介護等、就労系以外の事業所の集まりで、公立施設を含む。㊦

## ○居宅支援連絡会

ヘルパーの事業所、居宅介護、同行援護、移動支援含む。㊦

## ○重心サポート会議

重度心身障害のあるお子さんと保護者の生活を充実させるための取り組み。  
重心障害児の預かり、お泊りの「どれみ♪」活動の実績。

## ○グループホーム等連絡協議会

GH、生活ホーム事業を実施する事業者の集まり。GH等支援ワーカーを中心に、ニーズ調査や研修等を行っている。

## ○当事者団体連絡会

平成24年度より参加。障害者週間イベントも協働。

## (地域移行連絡協議会)

精神科病院からの地域移行（退院促進）の取り組み。  
23年度まで。24年度からは相談支援部会へ。

平成23年度～25年度は、支え手を「増やす」ことを目的として、人材確保と啓発活動に取り組み、ハートフルセミナー、障害者週間イベントを市川市と協働で開催。部会の構成員が中心となり、実行委員会方式で企画、運営を行った。障害分野、事業種別を超えた横断的な取り組み。

また、日中活動連絡会を中心に「タクシー送迎」について提案したところだが、実際にタクシー業者との話し合いを行ったところ、現段階では費用面で事業者のメリットは少ないことが判明。今後、夏頃を目途に試行の取り組みは行う予定だが、本格実施に結び付く可能性は少ない見込み。

## 今後の活動（案）

各協議会、連絡会は、ほぼ独立した活動を行っており、部会ではその報告に終始してしまいがちである。課題の共有は出来るものの、そこから先の生活支援部会としての具体的な動きにつながりにくいのが現状。発足して5年が経過したこともあり、今年度は部会全体としての方向性を改めて検討し直す予定。

活動案として挙げられているのは以下のとおりだが、いずれも実行委員会またはワーキングチームを立ち上げて活動するため、部会構成員と事務局の負担増が懸念される場所。

## ◇人材確保・障害理解促進

- ・事業所横断の事例検討の取り組み
- ・新人職員、若手職員向けの研修開催
- ・和洋女子大の大学祭の場を活用した障害者と学生ボランティアの交流

## ◇泊る場

フォーマル、インフォーマル含めた短期間「泊れる場」の検討

## ◇市民向け啓発

- ・障害者週間におけるイベント開催（人権週間とのコラボ） 12/7日（日）@文化会館

平成26年度 市川市自立支援協議会 生活支援部会 名簿

	所 属	種 別	氏 名	備 考
1	特定非営利活動法人ほっとハート 相談支援事業所リンク	相談支援	マツオ アキコ 松尾 明子	幹事 自立支援協議会委員
2	社会福祉法人 一路会 かしわい苑	通所事業所	インベ リエコ 磯部 利江子	副幹事 自立支援協議会委員
3	社会福祉法人南台五光福祉協会 やまぶき園	短期入所・相談支援・GH	ミウラ タケン 三浦 健	自立支援協議会委員
4	市川市福祉公社	居宅	ウチノ トモミ 内野 智美	自立支援協議会委員
5	ヒノデ第一交通株式会社市川営業所	居宅	オオツカ シゲル 大塚 茂	
6	社会福祉法人 いちばん星	通所事業所	モリタ ミチコ 森田 美智子	自立支援協議会委員
7	社会福祉法人サンワーク	GH・CH	ミソエ ハルエ 三添 晴江	
8	中核地域生活支援センター がじゅまる	相談支援・重心	アサヒナ 朝比奈 ミカ	自立支援協議会副会長
9	中核地域生活支援センター がじゅまる	グループホーム支援ワー カー	ミヤモト ショウイ 宮本 正栄	
10	市川手をつなぐ親の会	生活ホーム	ムラヤマ ソノ 村山 園	
11	基幹型支援センターえくる	基幹型支援センター	アシダ シンゴ 芦田 真伍	
12	特定非営利活動法人リカバリーサポ ートセンターACTIPS訪問看護ステーシ ョンACT-J	訪問看護ステーション	ウエダ マサヒロ 上田 昌宏	
13	特定非営利活動法人ほっとハートあり の実村(GHCH)	GH・CH	マツザキ アキシ 松崎 明寿	
14	日本オストミー協会千葉県支部 千葉県オストミー協会	市川市障害者団体連絡会	キノシタ シズオ 木下 静男	自立支援協議会委員
15		市川市障害者団体連絡会	チヨウセイチュウ 調整中	

事務局

1	障害者施設課		調整中	
2	障害者施設課		調整中	
3	障害者支援課 大洲地域生活支援センター	所長(主幹)	新正 みち子	
4	障害者支援課	主事補	井津井 杏子	
5	障害者支援課 南八幡メンタルサポートセンター	主幹	渡辺 由美子	

## 第1回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

## 第1回団体連絡会 5月15日(火)開催

1. 新庁舎建設に対する説明
2. 勉強会 講師 朝比奈ミカ氏  
障害者権利条約 障害者虐待防止法 障害者差別解消法について
3. 防災時の市役所に対する要望  
要望書、確認別添資料  
8月の障害者団体連絡会では、進捗状況確認や意見交換
4. 啓発パンフレット作成実行委員  
富岡様 上野様 三田様 平野様 西口様 以上5名
5. 年間予定  
8月 危機管理課をお呼びしまして防災時の計画進捗状況や意見交換  
11月 市民祭り参加予定  
12月 障害者週間
6. ハートフルプランアンケート、ヒヤリング実施予定
7. 会議日程  
8月、11月、2月を予定

平成 26 年 5 月 15 日

市川市 危機管理監  
古賀 正義 様

市川市障害者団体連絡会  
代表 大井 好美

## 「大規模災害時の障害者への支援に関する要望書」に対する回答についてのお願い

拝啓 日頃は障害者団体の活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「大規模災害時の障害者への支援に関する要望書」に対して、平成 26 年 2 月 20 日付けにてご回答を頂きありがとうございました。2 月 25 日の障害者団体連絡会において配布し検討しましたが、その際下記事項について要望やお願い等がありました。

つきましては、その点を踏まえて現在の検討状況等を含め、8 月開催の障害者団体連絡会での意見交換をお願いできればと考えております。

尚、開催日時については別途ご連絡させていただきます。是非共、よろしくお願いいたします。

敬具

### 記

1. 障害特性を踏まえた災害情報の伝達方法や救出方法の検討
  - ・小学校区域の全区域での防災訓練に参加するのは困難と考え、北部・南部・福祉避難所の 3 か所をモデル例として避難訓練への参加
  - ・民生委員、自治会長の集まりなどの時にお時間を頂き、啓発活動をさせてもらいたい。
2. 災害時要援護者等への備蓄の整備についての検討
  - ・てんかんの薬等命に係わる薬については、必ずお願いし他のものに関してもお願いしたい
3. 福祉避難所の整備について
  - ・災害時において、一次的な福祉避難所の立ち上げや二次福祉避難所の拡充及び円滑な運営
4. 災害時の要援護者名簿の整備と取り交わし
  - ・要援護者名簿の取り交わしが進んでいないとのこと今後のいっそうのご尽力をお願いいたします。
5. 災害支援に関する行政計画策定時の参加の機会の確保
  - ・災害に関する会議においては、当事者の参加ができるようお願いいたします。

以上

平成 26 年 5 月 27 日

各団体の長各位

市川市障害者団体連絡会 代表  
大井好美

障害者啓発パンフレット作成に関するご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄と存じます

さて、障害者団体連絡会では、各障害者の基本特性や接し方や防災時の基本的な接し方を、パンフレットにまとめ、啓発活動の一環にしたいと思っております。このパンフレット作成にあたっては、障害者でない方々にもご協力を賜りたく、下記の通り各団体からのご推薦をいただきたいと考えております。

つきましては貴団体よりご推薦をいただきたく、お忙しいところ恐縮ですがなにとぞよろしく願いいたします。

市民の、障害者への理解を深めていくために、ご協力賜りますようよろしく願いいたします。 敬具

記

1. ご推薦をお願いしたい方

社会福祉協議会 コミュニティワーカー 1名

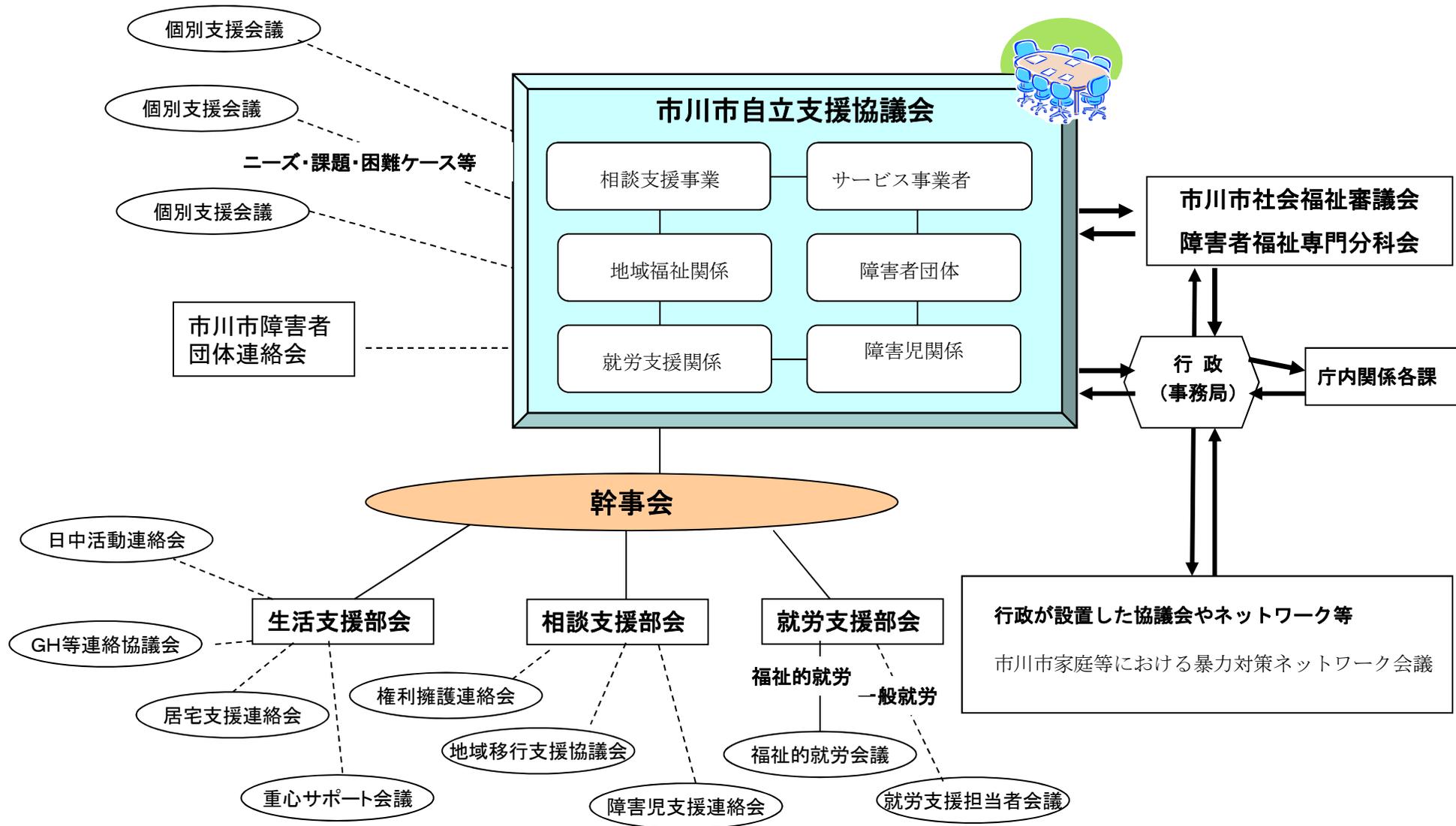
自立支援協議会相談支援部会委員 1名

保健所 広域専門指導員 1名

2. 作成体制 障害者団体連絡会の「啓発パンフレット」作成グループ 5 名を中心に、作成作業を進めたいと考えております。

ご協力いただく皆様には、市民の視点からのアドバイスやご意見をお願いしたいと考えております。

# 市川市自立支援協議会の関係図(平成26年度)



平成26年度自立支援協議会(各専門部会)・障害者団体連絡会 開催スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会		● 5/27		●			●	○ 社会福祉審議会との意見交換			●	
幹事会		● 5/26		●			●				●	
相談支援部会	● 4/22	● 5/30	●	●		●	●	●	●	●	●	●
就労支援部会		● 5/20		● 7/22			●				●	
生活支援部会	● 4/16		● 6/11		●		●		●		●	
障害者団体連絡会		● 5/15			● 8/26			● 11/25			● 2/5	
社会福祉審議会◎ 障害者分科会●		◎ ● ● 5/14 5/28	● 6/25	◎ ● 7/16	●	●	◎	◎ ● 自立支援協議会との意見交換	◎ ●	◎ ●		

施設再整備方針について

第2次ハートフルプランについて

精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会の第8回（平成26年3月28日）において提示された「精神障害者等に対する地域移行・地域生活支援に向けた意向確認について」の調査概要と意見聴取の内容についての意見

高橋紘士

平成26年5月8日記

標記の調査について、厚労省の検討会資料として公表された資料について、国および地方自治体で、各種の量的あるいは質的な政策調査に携わった経験のある研究者として、意見を下記に述べる。

しばしば、政策形成場面において、各種の政策の実現にあたって、様々な社会調査の手法によって、ニーズ調査をはじめ各種の現況把握の調査が実施されるが、少なくとも、数量的データの把握である以上、最低限の社会調査の手法をふまえて結果が妥当性、信頼性を担保されていなければ、当該施策の実施根拠として誤った判断を与えることになる。

もし、得られたデータを賛成、反対も含めた様々な意見を持つ者への説得の根拠として提示されるとすれば、よりデータの客観性および妥当性が検証できるようなデータとして提示されなければならない。

近年のこの種の調査データのなかにはこのような妥当性および信頼性が保障されないまま、調査結果が垂れ流しされ、誤った判断および世論の誘導の素材として使われる例は少なくない。

（最近の事案としては特養入所申し込み者数の全国調査がある。定義も調査方法も異なる各都道府県のデータを足し合わせて数値を公表した結果、「特養待機数」と誤解され、特養不足の根拠資料のように独り歩きした例）

残念ながら、標記で提示された入院中の精神障害者等に対する「意向確認」および、退院支援施設および地域移行型ホーム等への調査についても社会調査の手法にてらして極めて疑義の多い調査である。したがって、この結果得られたデータが独り歩きすると、調査に回答した方々の「意向」も正確に反映されないどころか、このデータを元に推計される数値により、誤ったニーズの認識を助長し、この意見を元に正当化されるかもしれない施策の方向性が極めて根拠の乏しい不適切な方向性をもたらすことを危惧する。

以下具体的に問題点を指摘する。

第1に、この意向確認が政策への客観的な判断の素材の提供を意図するならば、少なくとも、この調査は第三者が実施すべきである。

いずれも、事業所に調査を依頼し、事業所の関係者が意向聴取をすることとされているのは、調査結果の客観性が担保された調査とは言いがたい。

事業所と利用者の間には非対称的な関係があり、対等の関係で自由に利用者の意見が述べられるようことは疑わしい。日々の医療および生活支援の提供者が利用者に意向を聴取するのは、提供者側に有利な回答となることは火を見るよりも明らかであり、外部の第三者が、しかるべきプライバシーを守れる環境で調査を実施することが、意向調査の最低限のやり方である。

第2に、入院中の精神障害者の意向確認の対象事業所が4事業所、50名程度とされているが、この4事業所の調査事業所としての選択理由があきらかではない。すくなくとも母集団の概念が明確ではなく、そこからの調査対象の選択の理由が明らかではない、

対象医療施設は約1400施設、18万1千病床の母集団から4施設50人計200人のデータを収集したところで、母集団の代表性を担保する標本抽出の手続きが不明なので、仮に調査からデータが得られたとしても、そのデータの妥当性を保障する手段が何もないので、無意味なデータとしかいいようがない。

仮に典型調査として、質的な調査として扱うのなら。この4事業所が全体の精神の医療施設のなかで、どのような特性を有する施設であるかが明示されなければならない。規模、立地、平均在院日数、退院率（在宅退院率、施設への移行率）などなどのデータとの対応で、意向調査のデータが解釈される必要がある。これらにかんがみ、この4事業所が全体の医療施設のなかでどのような立ち位置にある事業所かどうかを判断するすべがないまま、調査データが集計され、政策を推進するための根拠として独り歩きすることになるのは科学的妥当性に背馳した、根拠のないデータとなるといわざるをえない。

以上の指摘は2の退院支援施設、地域移行型ホームの調査においても同様のことがいえる。

第4に、意向聴取の内容についても疑義がある。ここでいう意向という言葉の意味が不明確である。理想的な生活形態を求める願望のレベルを意味する場合もあれば、様々な状況の制約のなかででのやむをえぬ判断としての選択せざるを得ない意向のレベルまで、様々な意味があると考えられる。そのような点を配慮しないで設問が設定されている。すなわち、理想的とする生活形態への願いと入院生活の現状を是認する方向での相対的判断が混同されて回答結果が解釈されてしまうような不適切な設問、選択肢となっている。たとえば、「自宅」といっても、入院以前の自宅という意味と、現在の自宅の意味はまったくことなる。家族関係に依存することから、「自宅」を選択したばあいでもその意味の理解が困難になる。

入院生活のなかで、これに親和的な回答が多くなることも予想される。「仲間と一緒にいる」「見知ったスタッフがいて安心」、「病院の敷地内にいると安心」など現状肯定的な選択肢がえられることは調査者が事業所のスタッフである限り、当然予想される。

願いをきちんと把握のうえ、現実のなかでの選択としてどのような居住場所があるか。など段階的なニーズ把握が必要となる。このような配慮がないままに集計したとしたら意味のないデータということになる。

したがって、より妥当な意向調査を目的とするならば、「このような支援があれば在宅での生活を希望する。」「このような支援がないのならば、別の選択を考える」など意向の選択の道筋を論理的に整理した上で設問が行われるべきである。

いずれの設問ももし、私がこのような立場で回答するならば軽々には答えられず、混乱してしまい、結局現状を肯定的にとらえ、調査者の誘導の方向で回答することになるのではないかと考える。

最近、退院支援に熱心にとりくみ、地域住民参加の生活支援の組織化と空き住居活用による住まい方支援によって、大きな成果を上げている病院の医療ソーシャルワーカーと意見交換をした。彼によれば、入院患者さんは強い在宅復帰への思いをもちながら、実際に意見聴取をすると、病院の早期退院を望むという発言を控えることが多いとのことであった。家族にこれ以上迷惑をかけたくない。地域にもどったところで地域から迷惑視されることに耐えられない。などの思いをお持ちだからだとのことであった。このような状況を勘案すれば、この調査項目が入院患者さんの思いを適切に導き出すことができないことは明らかである。

第5に、客観的で妥当性のある意向調査を実施するとすれば、地域移行に熱心と考えられる医療機関と普通の医療機関を在宅退院率などのデータによって、層化し、それぞれについて、第三者であり、地域移行について正確な知識のある、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職が、半構造化面接などの質的な調査を実施し、願いや希望と現実的な選択肢を配慮しつつ、条件として、必要な生活支援・医療的支援のあり方などを配慮した調査を実施し、地域移行の隘路と必要条件等を明らかにしたうえで、「意向」を構造的に整理し、設問および選択肢を作り直し、その上で適切なサンプリングによって量的調査を実施すべきである。

社会調査のロジックに沿わない調査なるものによって得られたデータが間違っただけで予断を与えられたり公表され、政策判断の根拠として使われるとしたら百害あって一利なしといわざるを得ない。

ましてや、その結果が「真の在宅復帰」を望む入院患者さんの心情をおもいやらない乱暴な結論を根拠に誤った施策の推進がはかられるとすれば論外といわざるを得ない。

以上

連絡先 htaka403@nifty.com

## 東京新聞 TOKYO Web

## 【社説】

## 精神科病院 暮らしの場ではない

2014年5月19日

精神病床が多すぎるというなら、その一角を住居に転換してはどうか。入院患者は効率よく“地域”に移ることができ。厚生労働省の検討会でそんな構想が議論されている。人権意識が疑われる。

日本の精神病床は三十四万床を超え、人口当たりでは先進国平均の四倍近い。心の病の多発国なのか。答えは「ノー」である。

在宅で療養できるのに、多くの患者が病院生活を送っているからだ。人間らしさを奪う社会的入院の蔓延(まんえん)は、国際的にも批判されてきた。

最近の統計では、入院患者は三十二万人。二十万人は一年以上入院している。そのうち三割は十年以上に及ぶ。高齢化も進み、年間二万人が病院で最期を迎える。

十年前、厚労省は病院から地域へと患者の生活の場を移す方向性を打ち出した。しかし、この間の統計は、改革の失敗を物語る。

そこで、去る四月、地域移行の手だてを考える検討会を新しく立ち上げた。最大の論点は、精神科病院の病棟を居住施設に転換するという構想の可否である。

病院側は推進の意向を示す。精神科病院のほぼ九割が民間経営という事情を抱えているからだ。

入院患者は主要な収入源だ。病床を安易に減らすと、経営が傾きかねない。既存の病棟を退院先の受け皿として生かせば、利点は大きい。そんな思惑がうかがえる。

裏返せば、そこに社会的入院の原因が浮かぶ。財政難を言い訳にして、精神医療を民間に任せ、患者の隔離と収容をせきたてた戦後の国策が背景にある。それを後押ししたメディアの責任も重い。

この構想の根底には、患者の人権より病院の営利を優先させる危うい発想がある。看板を掛け替え、患者を囲い込むトリックではないか。障害当事者や支援者側がそう反発するのは当然のことだ。

「いつ病気やけがをしても安心です」。そんな宣伝文句で、病院内のマンションが売り出されたとしよう。普通の感覚では遠慮したい物件だろう。障害者にとって便利なはずと見なすのは差別に通じる。

退院患者を病院内に押しとどめるような環境づくりは、障害者の自立と社会参加を保障する障害者権利条約の理念を損ねることになる。地域から切り離す行為に変わりはないからだ。

診療報酬も退院を促し、在宅医療を手厚くする方向になった。精神科医や看護師ら専門職の方こそ病院を出て、地域に分け入り、患者を支えて回るべき時代である。

# 市川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について

障害者就労施設などから物品等の調達の推進を図ることを目的として、「国などによる障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」(障害者優先調達推進法)第9条第1項の規定に基づき、「平成26年度市川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。

## 1. 障害者優先調達推進法の概要

### ○趣旨

障害者就労施設等で就労する障害者の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された(平成25年4月1日施行)。

### ○市の責務

- ・ 物品等の調達方針の策定・公表
- ・ 調達方針に即した調達の実施
- ・ 調達実績の公表

## 2. 平成26年度 物品等の調達方針(概要)

### ○調達の対象となる施設等

①障害者就労施設	障害福祉サービス事業所等 就労継続支援事業所(A型及びB型) 就労移行支援事業所 生活介護事業所 地域活動支援センター他
②障害者を多数雇用する企業	障害者雇用促進法の特例子会社 重度障害者多数雇用事業所
③在宅就業障害者等	在宅就業障害者 在宅就業支援団体

### ○対象となる物品等

- ①物品(食品類、印刷類、小物類等で障害者就労施設等が提供可能な物品)
- ②サービス(清掃、リサイクル作業等で障害者就労施設等が提供可能なもの)

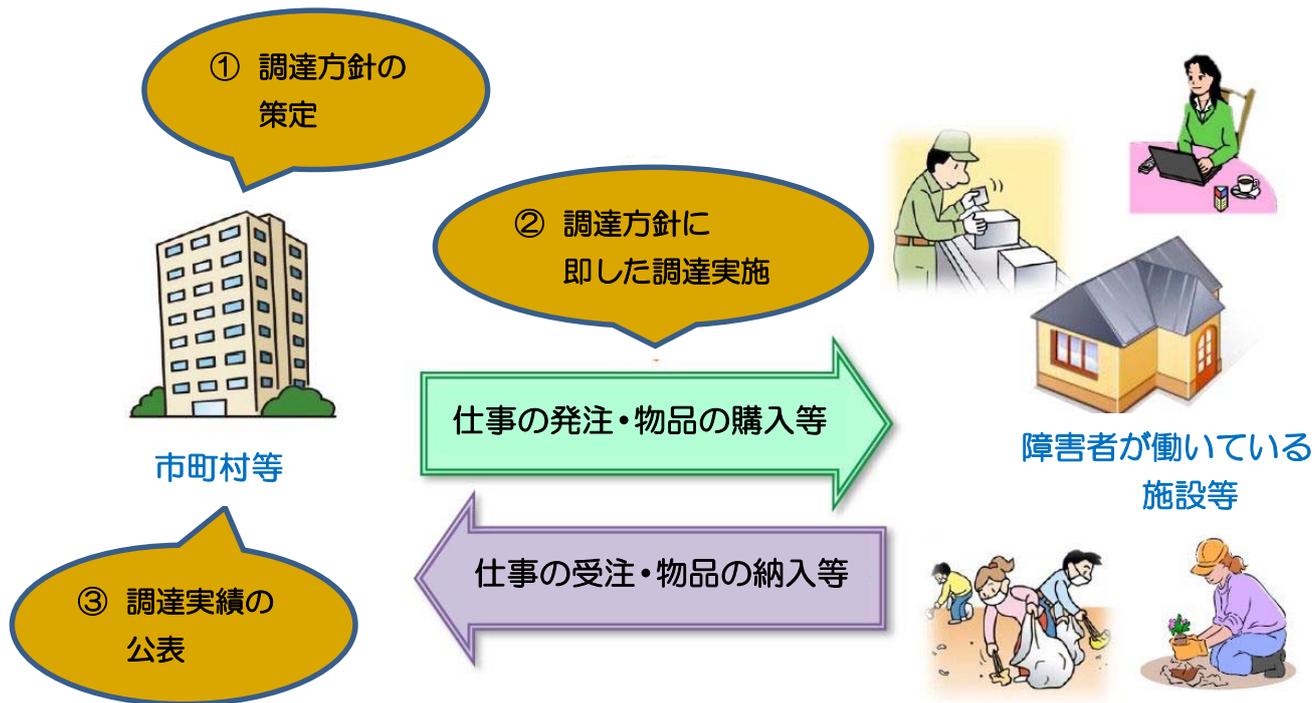
### ○調達目標

前年度の調達実績を上回ること

### ○公表

市ホームページにて公表

## 【障害者優先調達推進法のフロー】



## 【障害者就労施設等の発注例】

